

# 【西三河版】消費生活相談の概要

## 平成 25 年 10 月分

西三河県民事務所県民安全課の所属である西三河県民生活プラザおよび豊田加茂県民生活プラザで受け付けました消費生活相談をご案内しております。今後の消費生活の参考とさせていただきます。

平成 25 年 12 月 6 日 (金)

愛知県西三河県民事務所県民安全課

西三河県民生活プラザ

担当 近藤、寺田

ダイヤル 0564-27-2778

豊田加茂県民生活プラザ

ダイヤル 0565-34-6151

## 気がつけば200万円!? 次々と勧誘された高額なエステ!

～最近の消費生活相談から～

1年間通ったが、脱毛、美顔、痩身コースや関連商品を次々と契約させられ、クレジットの返済が追いつかなくなったので解約したいといったエステに関する相談が寄せられています。(10月は7件、前年同期は1件)

### 相談事例

通うたびに次々と勧誘され、いつまでたっても終わらない。

◎ ホームページの「お試しキャンペーン」を見て5,000円の脱毛体験に向いた。体験後、40回の脱毛コースを勧められ、高額だったが、信販の分割払いで契約した。また、1か月も経たないうちに、美顔コースを勧められ現金で支払った。さらに、全てのコースの終了間際に、新たに美顔コースと化粧品を勧められ、断り切れずに、また分割払いで契約してしまった。

断るのが苦手なので、通うたびに次々と勧誘され、いつまでたっても終わらない。毎月の支払いも厳しいので、最後の契約を解約したい。未施術分の料金を返金してほしい。  
【30歳代 男性】



男性からの相談も  
増えてるんだって!?

## アドバイス

- ・ エステティックサービスで、利用期間が1か月を超え、かつ金額が5万円を超える契約については、特商法の特定継続的役務提供にあたるため、8日以内のクーリング・オフや有効期間内の中途解約が可能です。
- ・ 中途解約する場合は、解約料が発生するので販社に清算書を出してもらいます。具体的な計算方法は契約書面に記載されています。清算書を受け取ったらよく目を通しましょう。不審な点があれば、消費生活相談窓口へ相談しましょう。
- ・ クレジットで契約した場合は、クレジット会社にも解約を申し出ましょう。
- ・ 施術の効果を高めるために購入した化粧品等の商品も、関連商品として、未使用であれば返金の対象となります。
- ・ 支払い能力以上の契約を迫られた場合は、はっきりと断る勇気が必要です。

困ったときは、ひとりで悩まずお近くの消費生活相談窓口へ相談しましょう。

西三河県民生活プラザ 0564-27-0999 月～金 9:00～16:30

豊田加茂県民生活プラザ 0565-34-1700 月～金 10:00～17:30

★平成25年10月の相談件数は333件で、前年同期（326件）と比較すると2.1%増加しました。7か月連続で前年度より相談件数が増えたこととなります。契約当事者の属性でみると、年代別では30代～40代が最も多く全体の4割を占めています。また、前年同時期と比較すると60歳以上の高齢者の増加が目立ちます。（棒グラフ・表1）

★相談内容を品目別にみると、携帯やパソコン等のサイト料金、インターネット接続回線などの「運輸・通信サービス」が96件と最多で、次いで衣類、靴、アクセサリーなどの「被服品」が26件、不当請求はがきなどの「商品一般」が25件の順になっています。（表2）

★さらに細かく商品別の上位ランキングでみると、サイト料金等の「デジタルコンテンツ」が80件で依然として最も多く、全体の約4分の1を占めています。また、5位の「エステティックサービス」（7件）は、前年同期（1件）と比べ大幅に増えています。（表4）

相談件数の推移（過去3年間）

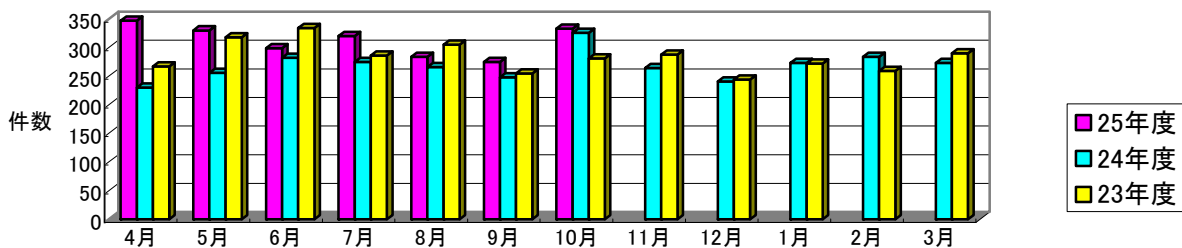
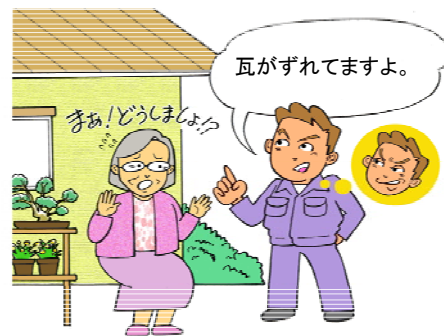


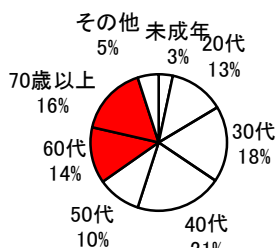
表1 契約当事者の年代別相談件数の推移

（単位：件）

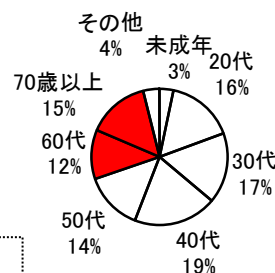
区分	25年10月	24年10月	前年同時期比（%）
未成年	11	11	100.0
20代	44	52	84.6
30代	60	55	109.1
40代	68	64	106.3
50代	34	45	75.6
60代	45	38	118.4
70歳以上	54	48	112.5
その他	17	13	130.8
計	333	326	102.1



年代別（25年10月）



年代別（24年10月）



60代以上の高齢者が増加

表2 品目別件数

品目	区分	25年10月 件数	24年10月 件数	件数の増減	前年同期比 (%)
商 品 一 般		25	16	9	156.3
食 料 品		17	22	△ 5	77.3
住 居 品		16	14	2	114.3
光 熱 水 品		2	4	△ 2	50.0
被 服 品		26	8	18	325.0
保 健 衛 生 品		7	5	2	140.0
教 養 娛 楽 品		23	26	△ 3	88.5
車 両 ・ 乗 り 物		12	7	5	171.4
土 地 ・ 建 物 ・ 設 備		16	16	0	100.0
他 の 商 品		0	0	0	-
商 品 計		144	118	26	122.0
ク リ ー ニ ン グ		0	0	0	-
レ ン タ ル ・ リ ー ス ・ 貸 借		5	9	△ 4	55.6
工 事 ・ 建 築 ・ 加 工		15	10	5	150.0
修 理 ・ 補 修		6	4	2	150.0
管 理 ・ 保 管		1	0	1	-
役 務 一 般		0	0	0	-
金 融 ・ 保 険 サービス		23	36	△ 13	63.9
運 輸 ・ 通 信 サービス		96	105	△ 9	91.4
教 育 サービス		3	6	△ 3	50.0
教 養 ・ 娛 楽 サービス		11	14	△ 3	78.6
保 健 ・ 福 祉 サービス		11	6	5	183.3
他 の 役 務		13	13	0	100.0
内 職 ・ 副 業 ・ ね ず み 講		3	4	△ 1	75.0
他 の 行 政 サービス		1	1	0	100.0
役 務 計		188	208	△ 20	90.4
他 の 相 談		1	0	1	-
総 計		333	326	7	102.1

表3 内容別件数(重複計上)

内容	区分	25年10月 件数	24年10月 件数	件数の増減	前年同期比 (%)
安 全 ・ 衛 生		9	4	5	225.0
品 質 ・ 機 能 ・ 役 務 品 質		28	22	6	127.3
法 規 ・ 基 準		17	3	14	566.7
価 格 ・ 料 金		88	87	1	101.1
計 量 ・ 量 目		2	1	1	200.0
表 示 ・ 広 告		29	20	9	145.0
販 売 方 法		187	155	32	120.6
契 約 ( 解 約 )		232	198	34	117.2
接 客 対 応		40	22	18	181.8
包 装 ・ 容 器		1	0	1	-
施 設 ・ 設 備		0	1	△ 1	0.0
買 物 相 談		0	0	0	-
生 活 知 識		0	0	0	-
そ の 他		0	0	0	-

表4 商品等別件数(上位10)の推移

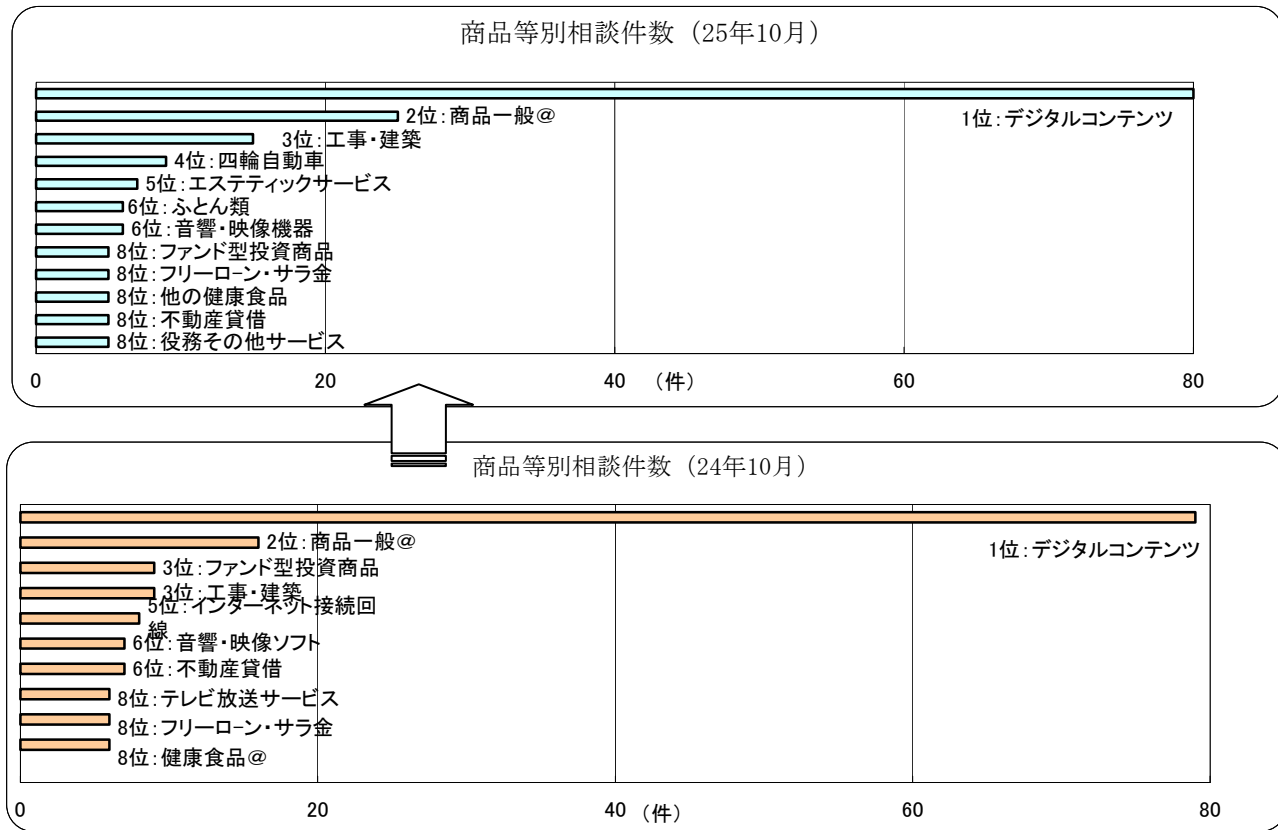


表5 販売購入形態別件数

区分	25年10月 件数	24年10月 件数	件数の増減	前年同期比(%)
1. 店舗購入	71	76	△ 5	93.4
2. 訪問販売	39	52	△ 13	75.0
3. 通信販売	143	122	21	117.2
4. マルチ(まがい)取引	3	8	△ 5	37.5
5. 電話勧誘販売	34	32	2	106.3
6. ネガティブ・オプション	4	1	3	400.0
7. 訪問購入	3	0	3	—
8. その他無店舗販売	3	2	1	150.0
9. 不明・無関係	33	33	0	100.0
総計	333	326	7	102.1

※訪問購入とは、突然訪問した業者が貴金属等を買収する商取引。特商法の改正(平成25年2月21日施行)により追加されました。

表6 金融商品の年度・月別相談件数 (ここでの金融商品は株・未公開株・商品先物取引・デリバティブ取引・ファンド投資・預貯金に関する相談件数を対象としました)

年度・年間件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
23年度 241件	17	20	20	14	40	11	33	30	15	15	9	17
24年度 176件	14	21	16	15	15	15	17	14	11	10	11	17
25年度	15	21	15	25	12	17	10					

表7 架空請求(架空請求・不当請求・ワンクリック請求)の年度・月別相談件数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
23年度 781件	71	74	61	76	61	67	69	69	59	56	55	63
24年度 780件	58	75	69	60	57	50	75	56	66	74	75	65
25年度	76	62	75	84	81	69	85					